

第3次丸亀市健康増進計画

骨子案（施策体系案）

健康日本21（第三次）の考え方を反映

ビジョン 全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能なまちの実現

計画期間：令和9年度～令和18年度（2027～2036年度）

根拠法令：健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項

計画の位置づけ・根拠法令

根拠法令		
健康増進法（平成14年法律第103号）	食育基本法（平成17年法律第63号）	自殺対策基本法（平成18年法律第85号）
【第7条】厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針（健康日本21）を定めるものとする。 【第8条第2項】市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（市町村健康増進計画）を定めるよう努めるものとする。	【第18条】市町村は、市町村食育推進計画を作成するよう努めなければならない。 食育推進基本計画（国）および都道府県食育推進計画を勘案して、市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を定めるもの。	【第13条第2項】市町村は、都道府県自殺対策計画を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（市町村自殺対策計画）を定めるものとする。 ※令和元年改正により「定めるよう努める」から「定めるものとする」に強化（義務化）

関連計画との整合・連携

健康・医療分野	子ども・若者分野	まちづくり・環境分野
- 丸亀市総合計画 - 香川県医療計画（県） - データヘルス計画・特定健診等実施計画 - 丸亀市高齢者福祉計画・丸亀市介護保険事業計画 - 丸亀市スポーツ振興ビジョン - 健康日本21（国） - 自殺総合対策大綱（国）	丸亀市こども未来計画	- 丸亀市環境基本計画 - 丸亀市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

計画期間・評価スケジュール

令和9年度（2027）	計画開始	令和13年度（2031）	中間評価	令和18年度（2036）	最終評価・第4次計画策定準備
-------------	------	--------------	------	--------------	----------------

【計画期間】	令和9年度～令和18年度（2027～2036年度）	10年間
--------	---------------------------	------

国の計画の重点ポイント

健康日本21（第三次）

〔令和6～17年度 全51目標〕

■ 4つの基本的な方向

- ① **健康寿命の延伸と健康格差の縮小**
最終目標。平均寿命増加分を上回る健康寿命の延伸を目指す
- ② **個人の行動と健康状態の改善**
食事・運動・睡眠等の生活習慣の改善と生活習慣病の予防
- ③ **社会環境の質の向上**
自然に健康になれる環境・社会とのつながり・基盤整備)
- ④ **ライフコースアプローチ**
胎児期から高齢期まで経時的に捉えた健康づくり。
女性の健康を新設

■ 第三次の5つの新たな視点

- ★ **女性の健康の新設**
骨粗鬆症検診受診率を目標として追加
- ★ **自然に健康になれる環境づくり**
食環境整備・歩きやすいまちづくり等
- ★ **デジタル活用・健康情報の見える化**
PHR・ウェアラブル端末・アプリの活用を明記

第5次食育推進基本計画

〔令和8～12年度 食育基本法第16条〕

■ 策定の背景となる課題

- ・家庭・地域での健全な食生活の実践が困難な場面の増加
- ・大人の食生活の乱れ（男性の肥満、若い女性のやせ等）
- ・生産者と消費者の関係の希薄化（農業体験機会の不足等）

■ 3つの重点事項（令和8～12年度）

- 重点① **学校等での食や農に関する学びの充実**

栄養教諭を中心とした食育推進体制の整備。学校給食での地場産物活用拡大。農林漁業体験の充実。乳幼児期からの食育重視。
- 重点② **健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進**

大人の食生活の乱れに対応した効果的な食育の推進。民間事業者・外食・中食産業等との連携による食育情報の発信強化
- 重点③ **国民の食卓と生産現場の距離を縮める取り組みの拡大**

農林漁業体験・産直活動・地産地消の推進。生産者と消費者の交流拡大。食料・農業・農村基本計画との連携強化。
- ◎ **SDGsの観点**
持続可能な食・環境配慮・食品ロス削減・食文化継承をSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

自殺総合対策大綱

〔令和4年10月14日閣議決定〕

■ 基本理念・数値目標

- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」
「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」
数値目標：自殺死亡率を令和8年までに平成27年比30%以上減少（人口10万人当たり13.0以下）

■ 4つの新たな重点取り組み（令和4年大綱より追加）

- 重点① **子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化**

SOSの出し方・命の大切さ教育の推進。学校の長期休業時の自殺予防の強化。ICT活用によるリスク把握。こども家庭庁との連携体制の構築。
- 重点② **女性に対する支援の強化**

妊産婦への支援の充実。コロナ禍で顕在化した女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけ。生活困窮・ひとり親への支援強化。
- 重点③ **地域自殺対策の取組強化**

地域自殺対策推進センターの機能強化（センター長の設置支援等）。地域の支援機関のネットワーク化・情報共有プラットフォームづくりの支援。
- 重点④ **総合的な自殺対策の更なる推進・強化**

孤独・孤立対策との連携。SNS等を活用した相談体制の充実。勤務問題・遺族支援・自殺未遂者支援・性的マイノリティ支援の強化。

施策体系の全体構造

ビジョン 全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能なまちの実現 誰一人取り残さない健康づくり× より実効性をもつ取り組み

最終目標：健康寿命の延伸 × 健康格差の縮小

①健康寿命の延伸
健康格差の縮小

②個人の行動と
健康状態の改善

③社会環境の
質の向上

④ライフコース
アプローチ

健康増進計画

A 生活習慣病の
発症予防と重症化予防

糖尿病・がん・循環器

B 社会生活機能の
維持及び向上

★こどもの健康・高齢者の健康
★女性の健康（新）

C 生活習慣・
社会環境の改善

食生活（食育基本計画参照）・運動・
いきがい・休養（自殺対策基本計画参照）
・飲酒・喫煙・歯・口腔・健康管理
★社会とのつながり・自然に健康になれる
環境づくり（新）

食育推進計画

①自分にあった
食生活の実践

②食文化の継承
地産地消の推進

③食環境の
整備

自殺対策計画

①自殺予防の
理解促進

②人材育成
（若者対策強化）

③相談・支援体制
整備（強化）

ライフコースアプローチ（横断）：胎児期・乳幼児期 → 学童・青年期 → 壮年期（働く世代・重点） → 中年期 → 高年期 ★女性のライフステージ（新）

★ = 健康日本21（第三次）から新規・強化